

長崎労働局発表

平成29年9月6日(水)

午前11:00解禁

長崎労働局労働基準部

賃金室長 松浦 隆徳

賃金室長補佐 松尾喜久光

電話 095-801-0033 内線 308

# 長崎県最低賃金を737円に引上げ

## <発効日は平成29年10月6日>

～ 現行の表示方式となった平成14年度以降で最も大きい引上額～

長崎労働局長(小玉 剛)は、平成29年8月10日に長崎地方最低賃金審議会(会長 深浦厚之 長崎大学教授)から答申を受けた長崎県最低賃金の改正決定に関して、所要の手続きを経て、現行の長崎県最低賃金(時間額715円)を**22円引き上げ、時間額737円**にする旨の改正決定を行うとともに、本日(9月6日)官報公示を行いました。

改正後の長崎県最低賃金は、**平成29年10月6日(金曜日)**から発効となります。

今回の引上額は、長崎県最低賃金が時間額単独表示となった平成14年度以降で最も大きい引上額となります。

長崎労働局では、県下の各労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)とともに、また、関係機関等にもご協力をいただきながら、改正後の最低賃金の周知徹底に努めてまいります。

過去5年間の長崎県最低賃金額及び引上げ率

年 度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
効力発生日	H25.10.20	H26.10.1	H27.10.7	H28.10.6	H29.10.6
最低賃金額	664円	677円	694円	715円	737円
引上げ額	11円	13円	17円	21円	22円
引上率(%)	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08

## 最低賃金引上げ額・引上げ率

	時間額	引上額	引上率	発行日
平成14年	605	1	0.17%	平成14.10.6
平成15年	605	0	0.00%	
平成16年	606	1	0.17%	平成16.10.1
平成17年	608	2	0.33%	平成17.10.1
平成18年	611	3	0.49%	平成18.10.1
平成19年	619	8	1.31%	平成19.10.21
平成20年	628	9	1.45%	平成20.10.30
平成21年	629	1	0.16%	平成21.10.10
平成22年	642	13	2.07%	平成22.11.4
平成23年	646	4	0.62%	平成23.10.12
平成24年	653	7	1.08%	平成24.10.24
平成25年	664	11	1.68%	平成25.10.20
平成26年	677	13	1.96%	平成26.10.1
平成27年	694	17	2.51%	平成27.10.7
平成28年	715	21	3.03%	平成28.10.6
<b>平成29年</b>	<b>737</b>	<b>22</b>	<b>3.08%</b>	<b>平成29.10.6</b>

長崎県の最低賃金は、平成14年度から日額がなくなり時間額のみとなっています。